

## (5) 色彩（壁面、屋根、屋上）

マンセル値により色相 OR～5Y は彩度 4 以下、その他の色相は彩度 2 以下とする。  
(届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、屋外広告物条例の基準を適用する。)  
ただし、次に該当するものは、この限りではない。

アクセント色として着色される部分

(各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで)

表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩  
航空法その他の法令に基づき設置するもの

市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの

- \* 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
- \* 植栽等で遮蔽されており、景観を阻害しないもの

この基準は、道路など公共の場所から見える壁面、屋根、屋上に適用します。



自然景観と調和するように壁面、屋根の色彩に配慮している



外壁や塀、アプローチ舗装材の色彩を調和させ落ち着いた景観としている



周辺のまち並みと調和した色彩に配慮し、統一感が表れている



商業系のまち並みで中高層部は鮮やかさを抑え、低層部では賑わいを創出する色彩を工夫している



工場・倉庫にアクセントカラーを使用することにより、無表情にならない工夫をしている



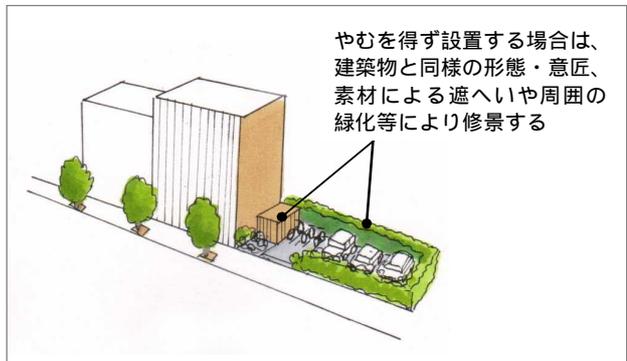
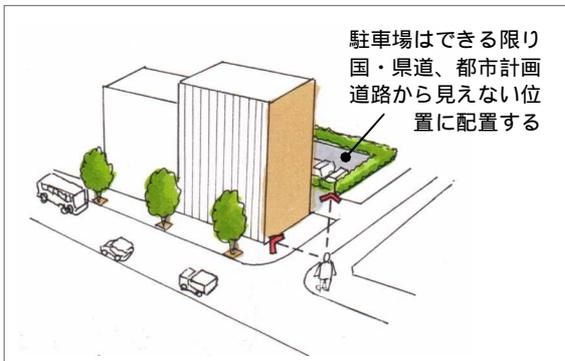
敷地内の複数の工作物の色彩を統一させている

## (6) 外構

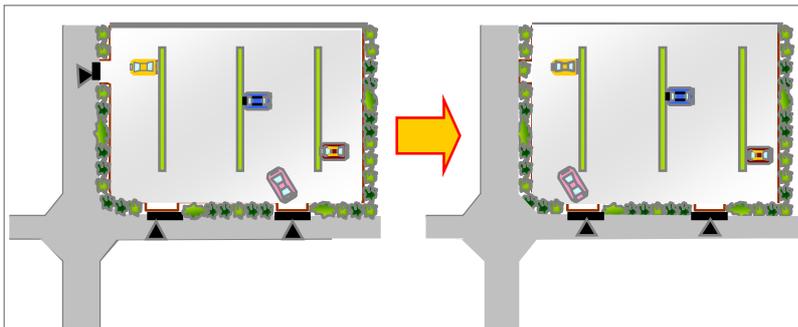
駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。

「公共の場からできる限り見えないように設置」とは、できる限り国・県道、都市計画道路からは見えなくすること、植栽やルーバー等で覆うように努めることなどをいいます。

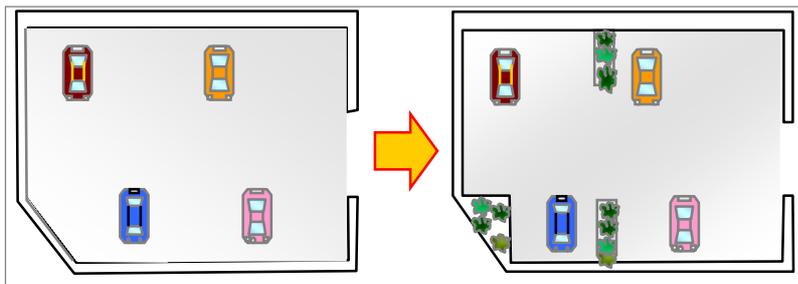
また、「建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う」とは、例えば、建築物本体と同様の形態・意匠とし分節の度合いの小さなデザイン(連続性のあるデザイン)にすること、建築物と同様の素材や植栽等で、公共の場から見える部分の5分の1以上を覆うことなどをいいます。



植栽等により駐車場などを囲むときは、犯罪防止や安心安全な空間になるように、ある程度の透視性を確保する必要があります



通りから直接見渡せないように入出口の数や位置を工夫した例



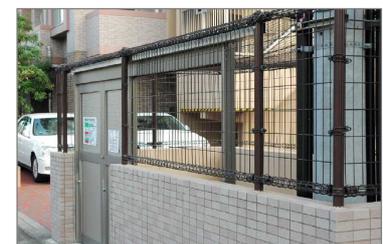
デッドスペースを緑化することで景觀に配慮した例



マウンドアップにより駐車場が通りから直接見えないように工夫している



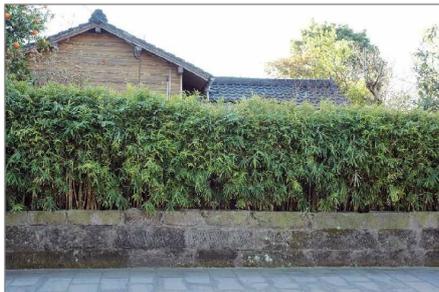
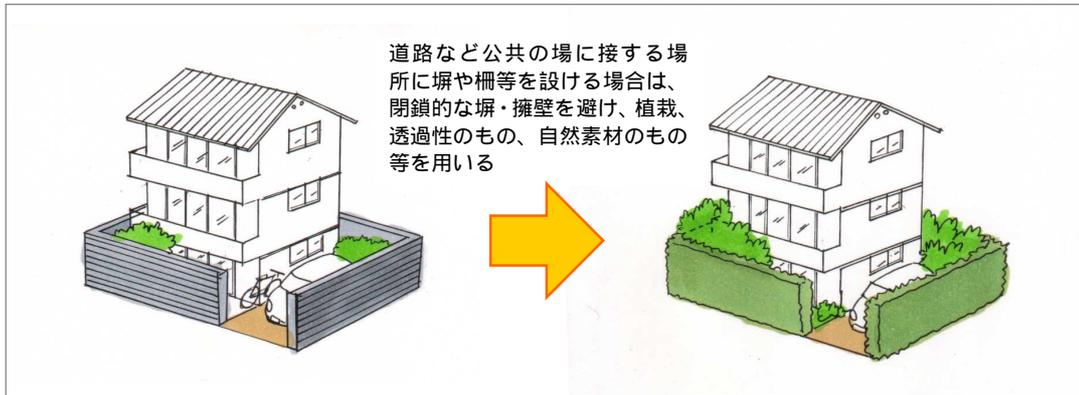
ツタ等により修景した駐車場



建物の外壁と同じ素材の塀で囲んだごみ集積所

道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる。

「植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる」とは、例えば、植栽を行うこと、ルーバーなど透視性のあるものを用いること、木や石などの自然素材や擬木等を用いることなどをいいます。



石積みと生垣による景観に配慮した塀



ルーバーと植栽を用いて閉鎖的な印象とならないように工夫された塀



部分的に木製のルーバーを入れることにより塀の圧迫感を軽減している



ルーバーを用いれば、庭の前を高い位置まで遮っても閉鎖的な印象は軽減される